ブラジル沖縄県人会創立100周年記念式典参加及び令和８年度中南米沖縄県人会サミット（本会議）開催事業　企画提案仕様書

１　委託事業名

ブラジル沖縄県人会創立 100 周年記念式典参加及び令和８年度中南米沖縄県人会サミット（本会議）開催事業

２　事業目的

沖縄県は海外沖縄県人会との継続的な交流を通じて、世界各地の沖縄県系人とウチナーネットワークを築いてきた。

本事業では、令和８年に創立100周年を迎えるブラジル沖縄県人会の記念式典への参加を契機として、ブラジル沖縄県系人社会との交流を一層深め、これまで培われてきたウチナーネットワークの強化を図ることを目的とする。

また、ウチナーネットワークの継承・発展に向けた新たな取り組みとして、本県と県人会の代表及び若者世代のリーダーが一堂に会し、意見交換を行う場を創出することで、相互の絆や連携を深めるとともに、現状の課題解決や今後のウチナーネットワークの持続的な発展に資する取組の推進を図る。

３　予算額

委託料 5,382,000 円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）の額。

なお、上限額は、本事業の企画提案における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

４　事業期間

契約締結の日から令和９年３月 19 日まで

５　事業概要

本事業は、以下の⑴ブラジル沖縄県人会創立100周年記念式典参加業務及び⑵中南米沖縄県人会サミット（本会議）開催業務の２業務で構成する。

これら業務の支援内容、実施体制、スケジュール等について提案すること。

なお、開催時期及び場所については、令和８年７月末、ブラジル・サンパウロを想定している。（詳細については現地県人会と調整の上、決定する。）

⑴ ブラジル沖縄県人会創立100周年記念式典参加業務

ブラジル沖縄県人会創立100周年記念式典参加に係る県職員（県三役１名を含む合計７名）の航空券、宿泊先、食事、現地移動用車両等の各種手配を行うこと。

①　県関係者航空券手配業務

県関係者の航空券を手配すること。

航空券について、県三役はビジネスクラス、その他職員はエコノミークラスとし、県からの指示に基づき、現地時間７月 29 日（水）にブラジル（サンパウロ）に到着するフライトと現地時間８月３日（月）に出発するフライトを手配すること。

なお、県関係者の航空券手配にかかる費用は本事業に含めず、職員の自己負担とし、手配に必要な手数料については本事業費に含めることとする。

②　県関係者宿泊先手配業務

県関係者の宿泊先を手配すること。

宿泊については、現地時間７月 29 日（水）から８月３日（月）までの５泊分の手配とし、宿泊先については、現地の治安や交通の利便性などの立地条件を考慮し、３カ所以上提案すること。

なお、県関係者の宿泊先手配にかかる費用は本事業に含めず、職員の自己負担とし、手配に必要な手数料については本事業費に含めることとする。

③　県関係者食事手配業務

県関係者の渡航中における朝・昼・夕の食事の手配を県からの指示に基づき行うこと。

なお、食事の費用は職員の自己負担とする。

④　県関係者移動用車両手配

県関係者の渡航中における移動用車両を手配すること。

車両については、現地時間７月 29 日（水）から８月３日（月）の６日間の移動用車両を手配すること。

⑤　添乗員の手配

県関係者の移動に際し、那覇空港出発から那覇空港到着まで、添乗員１名が同行すること。添乗員は開催地であるブラジルに精通し、日本語・ポルトガル語話者とすること。

⑥　通訳者の手配

上記添乗員の他、渡航中の県関係者のコミュニケーションをサポートするための通訳者（日本語⇔ポルトガル語）１名を手配すること。

通訳者については、ブラジル沖縄県人会創立 100 周年記念式典の他、関係機関訪問に際する通訳を行うこと。

⑵ 中南米沖縄県人会サミット（本会議）開催業務

中南米沖縄県人会サミット（本会議）を開催し、県人会代表者から沖縄県に対して、県事業の施策提案を行う会議を開催する。

①　中南米沖縄県人会サミット（本会議）開催業務

沖縄県の指示に基づき、ブラジル沖縄県人会創立 100 周年記念式典主催者であるブラジル沖縄県人会と中南米沖縄県人会サミット（本会議）の日程・開催方法の調整を行うこと。

②　会場手配

沖縄県及びブラジル沖縄県人会と調整し、会議開催に係る会場手配を行うこと。

③　会議準備関係

会議に必要な筆記用具等消耗品、その他備品の手配・準備を行うこと。また、会議中の湯茶手配、会議開催にかかる会場設営（会議レイアウト設営、マイク・スピーカー・スクリーンの配置等）を行うこと。

④　通訳者の手配

会議中の通訳として、通訳者３名（日本語⇔ポルトガル語：２名、日本語⇔スペイン語：１名）を手配し、県職員と参加者のコミュニケーションをサポートすること。

また、サミット（本会議）開催前にオンラインミーティングによりブラジル沖縄県人会と大会参加に係る事前調整を行うため、ポルトガル語通訳者を手配すること。

なお、会議中の通訳者の手配にあたっては、本仕様書⑴⑤、⑥で手配する添乗員及び通訳者が兼ねることも可とする。

⑤　会議中の映像記録

会議中の映像記録を行い、出張後は速やかに沖縄県にビデオファイルを提出すること。

⑥　その他事業者の企画提案

⑶ プログラムイメージ

本業務のプログラムイメージは以下のとおりである。ただし、業務の都合により日程延長・短縮が発生する可能性があることを留意すること。

日　程		内　容	備　考
7/29（水）	終日	・現地到着	
7/30（木）	終日	・ブラジル沖縄県人会創立 100 周年記念式典関係	
7/31（金）	午前	・ブラジル沖縄県人会創立 100 周年記念式典関係	
	午後	・関係機関訪問	
8/1（土）	午前	・ブラジル沖縄県人会創立 100 周年記念式典関係	
	午後	・中南米沖縄県人会サミット（本会議）開催	
8/2（日）	終日	・ブラジル沖縄県人会創立 100 周年記念式典関係	
8/3（月）	終日	・現地出発	

６　連絡調整

⑴　事業実施中

業務の進捗状況報告、業務内容に関する打ち合わせについて、必要に応じて実施すること。また、その日程調整及び連絡通知を行うこと。

⑵　事業実施後

事業運営を通じての課題を抽出し、改善点を報告すること。

７　積算見積

⑴　各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

⑵　各経費は税抜き価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて総事業費を記載すること。※１円未満の端数については切り捨てるものとする。

⑶　積算の費目については、以下の内容で提出すること。

①　直接人件費（事務局職員の人件費）

ア　総括担当者：複数の高度な業務に精通し、統括を行う。また、先例の少ない特殊な業務を担当する。

イ　専門員Ａ　：一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる。

ウ　専門員Ｂ　：上司の指導のもとに一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。

②　直接経費

ア　補助員人件費

イ　旅費

ウ　会場費

エ　謝金

オ　賃借料

カ　消耗品費

キ　印刷製本費

ク　通信運搬費

ケ　その他必要経費（※内訳等を明かにすること）

③　再委託費

県との取り決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせるために必要な経費。

※当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

（請負契約の例：機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等）

④一般管理費

次の計算式により算出すること。

（①直接人件費＋②直接経費－③再委託費）× 10／100 以内

⑤消費税（10%）

※受託者が消費税の免税事業者である場合、人件費等の自社で発生する経費に関して消費税は計上しないこと。

８　再委託等の制限

⑴　一括再委託の禁止

委託業務の契約金額の１／２を越える業務、委託業務に係る統轄的かつ根幹的な業務を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

⑵　再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

〈その他、簡易な業務〉
資料の収集・整理
複写・印刷・製本
原稿・データの入力及び集計

⑶　再委託の相手方の制限

暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に本委託業務を委任し、又は請け負わせることはできない。

９　著作権

⑴　成果物の著作権及び使用権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

⑵　本業務で納品する成果物に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の２（譲渡権）、第 26 条の３（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利は、成果品の引渡しと同時に、委託者に帰属するものとする。

⑶　成果物において、第三者との間で知的財産権に関する紛争等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、事業者が一切の責任と費用においてこれらを処理解決し、沖縄県に影響を与えないものとし、万一、沖縄県に損害が生じた場合は、当該損害を補償するもとのとする。

10　提案にあたっての留意事項

⑴　本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

⑵　委託事業者は、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業を実施するにあたっては、沖縄県と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。

⑶　本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算、その他諸事情により変更することがある。

11　守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取り扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

12　成果物

事業報告書（現物 10 部、電子データ１部）※１
ビデオファイル（本会議）※２

※１　事業報告書については、写真を中心とした 10 ページ程度の概要版を作成し、併せて電子データで提出すること。作成の際は、インターネット上で公開しても差し支えないよう予め個人情報や著作権等その他権利関係の許可を得ておくこと（沖縄県のウェブサイトに掲載予定）。

※２　ビデオファイルは中南米沖縄県人会サミット（本会議）終了後、速やかに沖縄県に提出すること。

13　その他

⑴　本事業を進めるにあたっては、必ず県と協議し行うこと。

⑵　受託者は県からの要請に応じ、会議等に出席しなければならない。

⑶　本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県文化観光スポーツ部交流推進課と協議すること。

⑷　その他、上記仕様書に示されていない事項については、県と受託者との協議の上取り決めるものとする。